

家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業 実施要領

1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月12日付け、環地温発第100312002号。以下「要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、家庭用太陽熱利用システムの普及の加速化を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 対象システム

対象システムは、住宅に設置される太陽熱利用システムのうち、次の各号の要件に適合したものとする。

- ア 強制循環式ソーラーシステム（集合住宅にセントラル方式で設置される場合を含む）であること。
- イ 財団法人ベターリビングの優良住宅部品（以下、「BL部品」）の認定を受けた機器であること。または、BL部品の認定を給湯器の分類で受けた製品を有する事業者の機器であり、環境省が認めたものであること。
- ウ 集熱器の面積が100m²未満であること。
- エ 未使用品であること。

(2) 対象事業の要件

対象システムをリース方式により住宅に設置し、適正な保守管理を実施することにより、設置者が安心して利用できる環境を整備する。

これらの取り組みにより、当該システムの普及を加速化させ、家庭部門の二酸化炭素排出量の排出削減に資するものとする。

(3) 工事費の上限

住宅1戸（集合住宅にあっては1世帯）当たり120万円とする。

(4) 維持管理

法定耐用年数の間、適正な保守管理を行う民間事業者（保守事業者）は、利用者が対象システムの日常の維持管理が適切に行われるよう指導すること。また、保守管理体制を整え、適正な保守管理を行うとともに、機器の故障等に対しては、迅速に対応すること。

また、事業実施者は、保守事業者から、対象システムの保守管理状況について、適宜報告を受けること。

(5) その他

事業実施者は、対象施設設置の日から年度末までの期間及びその後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を満了する日の属する年度末までの期間について、毎年度、対象システムの稼働状況及び保守管理状況等について、別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に紙媒体で1部、電子媒体で1部（CD-ROM）提出するものとする。